平成２５年（再イ）第２２号

愛知県豊田市北曽木町柿内365番地12

再生債務者　米長　正弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月30日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２５年（再イ）第１１号

三重県桑名市陽だまりの丘７丁目2818番地

再生債務者　竹内　　務

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月30日　津地方裁判所四日市支部

平成２５年（再イ）第６号

山口県周南市遠石３丁目３番16号

再生債務者　今田耕太郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月30日　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（再イ）第４１号

京都府綴喜郡井手町大字多賀小字谷村17番地の14

再生債務者　東　　春香

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月30日

京都地方裁判所第５民事部再生係

司法書士名簿登録等の公告

司法書士名簿に登録した者及び登録を取消した者を司法書士法第18条の規定により次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 10 日

日本司法書士会連合会

登　　録

登録番号	氏　名	登録番号	氏　名
平成25年９月３日付			
札幌 819	大西千桜里	宮城 683	坂田　英輝
岩手 357	漁野　隆之	岩手 358	加藤　慎平
岩手 359	車田　純一	東京6408	上野　　遼
東京6409	石本　憲史	東京6410	辻　真美子
東京6411	浦部　　亮	東京6413	佐藤　正幸
東京6414	浦川　竜也	東京6415	三枚　聖子
東京6416	小林　伸行	東京6417	柳澤　秀雄
神奈川1897	池上　　哲	神奈川1898	鈴木　一成
埼玉1447	渡邉　美帆	栃木 460	網野　米藏
群馬 581	市野　秀樹	静岡 854	石川　秀一
静岡 855	佐原　卓治	山梨 304	鴨狩　　毅
愛知1862	柴田　紘毅	三重 573	片岡　鉄彦
福井 279	乙部　幸平	大阪4115	村田　光平
兵庫1898	白濵　幸治	福岡1681	髙橋　　晋
佐賀 295	戸田　徹郎	大分 440	渡邊　倫子
平成25年９月20日付			
岩手 360	菅家　精喜	岩手 361	敬礼　義正
東京6418	阿部　文昭	東京6419	高田　賢一
東京6420	伊藤　裕一	東京6421	山野井勇樹
東京6424	山田　容子	東京6425	池内　一博
東京6426	井上　武也	東京6428	廣瀬　花恵
東京6430	橋本　美香	東京6432	坂本　一隆
東京6433	東野　　園	東京6434	杉本　晃治
東京6435	渡邊　　譲	神奈川1899	森　　哲生
神奈川1900	亀田　宏治	神奈川1901	石曽根　茂
神奈川1902	吉村比呂志	埼玉1451	橘　　進一
埼玉1452	菅谷　嘉陽	千葉1339	吉留　　亨
千葉1340	吉野　貴久	千葉1341	鈴木　将信
静岡 856	奥田　徹平	新潟 630	齋藤　辰雄
愛知1863	野上　淳司	愛知1864	谷川　正道
愛知1865	犬飼　祥帆	石川 400	亀井　　聖
富山 353	田仲　　聡	大阪4116	入江　美穂
京都1113	川村真知子	奈良 459	酒井さやか
広島1014	砂入　信一	広島1015	藤川　知歩
広島1016	西原　浩介	岡山 824	中川愼太郎
岡山 825	廣川　和紀	鳥取 266	加藤　宏樹
福岡1682	面出　光徳	鹿児島842	小池　信一
登録の取消			
平成25年４月19日付		東京3833	岡田　　智
平成25年７月14日付		東京2702	髙橋　正幸
平成25年７月18日付		山口 560	安田　　譲
平成25年７月26日付		東京2482	松村　正紀
平成25年８月３日付		岐阜 106	清王　隆司
平成25年８月５日付		大阪 414	近藤　智雄
平成25年８月７日付		静岡　88	山田震太郎
平成25年８月９日付		東京 498	吉川　貞雄
平成25年９月３日付			
東京3924	宮本　尚史	埼玉1237	黒田　武則
大阪3726	町田　洋介	滋賀 145	小野　　亮
福岡 746	川原　春光	福岡1529	森下　慶一
佐賀 131	坂井　政治		
平成25年９月20日付			
旭川 169	今中　和宏	宮城 419	竹中　清悦
宮城 446	西條　貞雄	東京2938	吉岡　隆男
東京3478	浅野　育子	東京5270	坂田　了祐
東京5565	中井　　舞	埼玉1349	中野　隆之
栃木 368	亀井　　亨	新潟 435	田隈　　敬
福井 204	笹木　祥惠	石川 256	田辺　吉野
大阪3863	住宮由佳理	兵庫 631	平田　拓雄
奈良 409	桑田　陽平	広島 616	柳矢　卓茂
山口 586	松下　　衛	岡山 805	鶴嶌　健二
島根 242	齋田　光一	愛媛 101	松浦　　馨
愛媛 502	井口　　博	長崎 319	北村　忠明
鹿児島152	中山幸一郎	鹿児島257	村中　健藏
鹿児島526	馬場　哲郎	沖縄 396	山城　　弘

行旅死亡人

1．本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50から80歳位の男性、身長169㎝位、着衣は、半袖シャツ、長ズボン、茶色革ベルト、茶色トランクス、ステテコ、所持品は、財布、運転免許証（新居一男名義）、現金9,127円

上記の者は、平成25年８月27日午後７時46分頃、愛知県新城市愛郷字島１番地１新居一男方西側路上で発見されました。死亡日時は、平成25年８月11日頃（推定）、死因は不詳。遺体は火葬に付し、遺骨は愛知県新城市作手鴨ヶ谷　甘泉寺に安置しました。お心当たりの方は、当市福祉課まで申し出てください。

2．本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50から70歳位の男性、身長推定165から172㎝位、着衣は、白色長袖シャツ、紺色スラックス、紺色ジャージズボン、白色パンツ、紺色靴下、黒色スニーカー、所持品は、茶色手提げカバン、黒色手提げカバン

上記の者は、平成25年８月15日午後２時頃、愛知県新城市七郷一色字大島地内唐沢橋北方約120メートルの朝霧湖水中で発見されました。死亡日時は、死後３から６ケ月程度経過していると推定、死因は不詳。遺体は火葬に付し、遺骨は愛知県新城市作手鴨ヶ谷　甘泉寺に安置しました。お心当たりの方は、当市福祉課まで申し出てください。

平成 25 年 10 月 10 日

愛知県　　新城市長　穂積　亮次

公示送達

東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定による建築物等除却通知及び照会は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第２項が準用する同法第77条第５項の規定により当該通知書の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 10 日

東京都市計画事業

北小岩一丁目東部土地区画整理事業

施行者　江戸川区

代表者　江戸川区長　多田　正見

1　送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　東京都江戸川区北小岩一丁目21番10号

氏名　岩井左千夫

2　通知の内容

土地区画整理法第77条第２項の規定により、東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業において定められた別紙のとおり建築物等除却通知及び照会をします。

教示

1　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に東京都知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、江戸川区長を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）

ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、別紙の掲載は省略し、それらを北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所の掲示場所において掲示しています。